

岩見沢市立小・中学校の適正配置を  
検討するための基本方針について

答 申

平成30年11月28日

岩見沢市立学校通学区域審議会

## 1. はじめに

岩見沢市教育大綱では、「教育は、未来を生きる人を育てることを通して、未来を創造する営みであり、人を幸せにするものです。一人ひとりの持っている可能性を広げ、伸ばし、より豊かな人生を過ごせるように導く」ことを基本理念としており、子どもたちが将来に向けて夢や希望を描き続け、自分らしさを発揮して自己実現を図るとともに、他者と協働しながら社会に貢献する資質や能力を身につけることを目指している。

岩見沢市の児童生徒数は、昭和58年度の約1万1千人をピークに年々減少しており、学校における教育活動や学校運営など、子どもたちの教育環境に様々な影響を及ぼすことが懸念されている。

岩見沢市教育委員会では、児童生徒の減少が見込まれる将来においても、子どもたちにとって望ましい教育環境を実現するため、平成25年12月に、市内小・中学校の適正規模、配置などの基本的な考え方をまとめた「岩見沢市立小・中学校の適正配置に関する基本方針」を策定。平成26年6月には、適正配置を進めるための平成30年度までの具体的な計画を示す「岩見沢市立小・中学校の適正配置に関する基本計画」を、さらに、基本方針及び基本計画を基にまとめた「岩見沢市立小・中学校適正配置計画」を策定し、市内小・中学校の適正配置を進めてきている。

今後、ますます進むことが想定される児童生徒数の減少が教育環境に及ぼす影響について、教育効果や教育条件の維持向上などの視点を踏まえた検討が必要となっているところであり、「岩見沢市立学校通学区域審議会」は、平成30年8月、岩見沢市教育委員会から市立小・中学校の適正配置を検討するための基本方針について諮問を受け、これまでの適正規模や基準等についての考え方は継承しつつ、児童生徒の学習環境を第一に考え、以下のような結論を得たので答申するものである。

## 2. 適正規模、適正配置について

### (1) 学校規模(学級数)

現在、「学校教育法施行規則」において、学級数の標準は、小・中学校ともに12学級から18学級、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」においては、適正な学校規模の条件のひとつとして、学級数がおおむね12学級から18学級までと規定している。

一般的に児童生徒数の少ない学校では、児童生徒の一人ひとりに教職員の目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい等のメリットが見られる反面、新学習指導要領が求める「主体的・対話的で深い学び」を行うことが少人数では難しい、学校行事の多様性が限られる、クラス替えができず児童生徒の人間関係が固定化しやすい、部活動や授業でチームスポーツの実施が難しくなるなどのデメリットが考えら

れる。

今後も、児童生徒数が減少していくと予測されることから、教育的な機能、社会性の育成、部活動等の集団活動、教員の配置等を考慮するとともに、現状の学校規模や校区を拡大した場合の通学距離等を勘案し、本市における適正な学校規模を「小学校12学級以上、中学校6学級以上」と判断した。

適正規模に満たない学校については、より良い教育活動を維持することが困難であることから、対策の検討を進めていくことが必要である。

子どもたちは、様々な人間と関わることで成長していくことから、それが可能な環境を整えることが重要であり、子どもたちにとっては、クラス替えができて、より柔軟に人間関係を構築できる環境が望ましい。そのため、「小・中学校の9年間を通してクラス替えがない学校」及び「複式学級の学校」については、保護者、地域住民等に必要な情報を提供し、意見聴取を行ったうえで、岩見沢の子どもたちの将来を見据えて、最善の教育環境を提供することを最優先に考え、地域性を活かした学校づくりや特色ある学校づくりも含めて、その改善に向けて慎重に議論する必要がある。

なお、現在、複式校であるメープル小学校については、恵まれた自然環境の中で思いやりの心や自立心を育てるなど、少人数の利点を生かした特色ある教育活動を展開する小規模特認校に指定され、通学区域外からの入学を認めていることから、上記審議の対象外とするが、将来的に児童数の確保が困難となった場合については、審議の対象とすることも検討が必要であると判断した。

## (2) 学級編制(1学級の児童生徒数)

学級編制について、北海道教育委員会は、「義務教育諸学校学級編制基準規則」で、1学級の編制基準を40人以下としており、小学校第1学年のみ35人以下とする少人数学級を実施している。また、小学校第2学年及び中学校第1学年でも1学級を35人以下とすることができる「少人数学級実践研究事業」を実施している。

市が独自に教員を配置することで、その他の学年でも少人数学級を実施することは、制度上可能であるが、全道的に教員確保が難しい状況であること、厳しい財政状況から、その実現は困難と予想される。

## (3) 適正配置

適正配置は、適正規模を確保するため、隣接する学校との統廃合及び通学区域の変更により進めることとなるため、地域性や地域の意見を十分に考慮する必要がある。

よって、適正配置にあたっては、児童生徒数の推移、通学距離、小・中学校の通

学区域の整合性、地域との関わり、地理的条件などを十分考慮し、現在の配置を基に隣接校間の調整について検討を行い、保護者や地域住民との話し合いを行いながら進めていくことが必要である。

#### (4) 通学距離、時間

適正配置を進めることにより、通学距離が現在よりも遠くなる児童生徒が増えることから、児童生徒の通学の安全確保には一層配慮する必要がある。

また、スクールバスの運行が増えることが予想されることから、通学時間が子どもの負担とならないようスクールバスの長時間乗車は避ける必要がある。

#### (5) 通学区域

通学区域については、適正配置の考え方、同様、児童生徒数の推移、通学距離、小・中学校の通学区域の整合性、地域との関わり、地理的条件などを十分考慮し、現在の配置を基に隣接校間の調整について検討を行い、保護者や地域住民との話し合いを行いながら進めていくことが必要である。

#### (6) 地域社会の核としての学校

学校は、子どもたちの教育の場であるとともに、地域社会の核としても重要な役割を担っていることから、学校の統廃合等を検討する場合、新たな取り組みとして、義務教育学校等の小中一貫教育や、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む、コミュニティ・スクールの推進について、その教育効果も含めて、検討すべきである。

### 3. 施設整備について

学校施設は、長時間児童生徒が過ごす場所であり、地震、台風、豪雨等の災害発生時においては、児童生徒の安全を確保するとともに、地域住民の応急避難場所となる重要な施設であることから、引き続き、児童生徒の安全を最優先に考えつつ、老朽化対策など、計画的な施設設備の改修を行うべきである。

### 4. 中学校選択制度について

中学校選択制度は、現在、中学校に入学する生徒の約12%が利用しており、利用した生徒・保護者の大半が、制度に肯定的な意見を示しているが、選択先の偏りや集中、地域間のアンバランスといった問題が顕在化していることに加え、今後、小中一貫教育導入の検討やコミュニティ・スクールの整備が進行することにより、これらとの整合

性も考慮すべきことから、制度の継続や改善の必要性等について、検討が必要と考える。

## 5. おわりに

学校は、多様な考えを持つ子どもたちが集い、協調性や社会性を育みながら、集団生活を通して切磋琢磨しながら学びあい、豊かな人間関係を築いていく場であるとともに、一方では、地域社会の核としても重要な役割を担っている。

そのため、本審議会では、子どもたちの教育の場としての学校をいかにより良いものとしていくかを最優先とし、地域の歴史的な経過を尊重しつつ、豊かで活力ある地域社会の醸成も踏まえた客観的な観点から検討を行った。

本答申を契機として、岩見沢市立小・中学校の適正規模・適正配置の推進に止まらずに、学校、家庭、地域社会の連携・協力による、岩見沢市の教育環境の維持向上や地域社会の活性化に努められることを強く望むものである。